

7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

ア 発生予防の取り組み

(担当課：青少年・児童家庭課、国保・健康増進課)

早期の支援により子育ての不安を緩和して、児童虐待の発生を予防します。

○ 現状と課題

児童虐待が起こる背景には、家族の抱える社会的、経済的、心理的な問題に加え、地域の子育て機能の低下を背景とした養育力の不足している家庭が増加していることにも起因していると考えられています。

このため、未熟児、障害を持った子ども等、養育支援が必要な家庭に対し、保健所においては、未熟児教室等集団活動、個別訪問支援を通して、予防的視点から児童虐待の防止に取り組んでいます。

また、各市町村においては、乳児全戸訪問事業から虐待ハイリスク、要支援者に対して、市町村保健師と連携し支援が行われています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

家庭の養育力を高めることが虐待の未然防止につながることから、養育に問題を抱える家庭を早期に把握し、養育支援が必要な家庭に対し、相談、情報提供、訪問支援等に取り組めます。

また、子育て中の親の孤独感や不安感を緩和するため、子育て親子の交流や育児に関する相談、情報提供を行う場を拡充するよう取り組めます。

【具体的支援策】

- ① 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施
- ② 地域子育て支援拠点事業（センター型、ひろば型、児童館型）の拡充
- ③ 虐待予防研修会や事例検討会の開催
- ④ 未熟児等虐待ハイリスク者への支援（未熟児教室、長期療養児親の会支援）
- ⑤ ハイリスク家庭への対応を行う職員の資質の向上（各種研修の受講）
- ⑥ 乳幼児健診時における育児相談、未受診世帯への訪問
- ⑦ 地域における母子保健推進員、児童委員活動

○ 県の関連事業名

児童健全育成補助事業費、妊婦乳児健康診査事業、未熟児養育医療費、長期療養児療育指導事業

目標名	指標	単位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
養育支援訪問事業実施	実施市町村数	市町村	15	41	青少年・児童家庭課
乳児家庭全戸訪問事業	実施市町村数	市町村	39	41	青少年・児童家庭課
子育てが楽しいと感じる親の割合(乳児)	割合	%	77.4	78.4	国保・健康増進課
乳幼児育成指導事業(育児支援の健診)	実施市町村数	市町村	13	41	国保・健康増進課

イ 児童相談所の体制の強化

(担当課：青少年・児童家庭課)

児童虐待への迅速・的確な対応のため、児童相談所の体制強化を進めます。

○ 現状と課題

児童虐待を防止するためには、発生予防対策から虐待を受けた子どもの保護、自立に至るまでの支援、さらに親への指導など、様々な機関が長期間にわたって支援していくことが必要であり、その中心である児童相談所については、一時保護の機能も含め児童虐待に関するアセスメントを的確に実施するための専門機関としての機能の充実が求められています。

児童相談所では、増加する児童虐待に対応するために、児童福祉司、児童心理司等の増員を行ってきたほか、「子ども虐待ホットライン」の開設（平成 17 年 4 月）、中央児童相談所八重山分室の設置（平成 19 年 4 月）など、体制の強化を進めてきました。

しかしながら、児童虐待により子どもが犠牲になるなど重大なケースも発生しており、引き続き児童相談所の機能充実、体制の強化を図っていく必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

児童虐待に迅速かつ的確に対応するために、児童相談所の専門性強化や一時保護機能の充実などに取り組めます。

- ① 児童福祉司スーパーバイザー及び児童心理司スーパーバイザーの養成、確保に努めるとともに、各種研修の実施、派遣等を行い、児童相談所職員の相談援助やカウンセリング等の職務遂行力の向上を図ります。
- ② 虐待通報等に迅速に対応するため、児童相談所分室の体制強化や夜間・休日等の緊急体制の整備を図ります。
- ③ 一時保護機能について、保護児童の増加等に対応するための施設の拡充を進めるとともに、一時保護中の子どもの処遇改善のための機能充実を図ります。

○ 県の関連事業名

児童虐待防止対策事業費

ウ 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

(担当課：青少年・児童家庭課)

子どもに関わる多様な機関の役割分担と連携で、児童虐待の防止に取り組めます。

○ 現状と課題

児童福祉法の改正により、すべての市町村において「要保護児童対策地域協議会」を設置することが努力義務となっており、本県では本島内市町村での設置は進んでいますが、離島など一部町村では未設置となっているほか、児童虐待防止ネットワークから地域協議会への移行が済んでいない市もあります。

地域協議会未設置市町村については、引き続き設置を促進するとともに、設置済み市町村においても、専門性の強化や協議会の活性化などを図り、児童相談所との適切な役割分担と連携を推進していくことが重要となっています。

また、児童虐待の発生防止や早期発見、早期対応のために、女性相談所や福祉保健所のほか、警察、医療、教育など多様な機関との役割分担及び連携をさらに進めていく必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

すべての市町村に「要保護児童対策地域協議会」が設置されるよう、未設置市町村への設置促進及び児童虐待防止ネットワークからの移行促進に取り組めます。あわせて、市町村への支援を行い、地域協議会の活性化と機能強化を促進します。

また、県においても要保護児童対策地域協議会設置に向けた作業を行いながら、関係機関との情報の共有化等に努め、役割分担と連携の強化を図ります。

- ① 児童相談所及び福祉保健所が連携して、地域協議会未設置市町村への設置促進を働きかけます。また、沖縄県要保護児童対策地域協議会の設置に向けた作業を進めます。
- ② 地域協議会に専門性を有する職員の配置を促進するとともに、市町村等からの求めに応じて児童相談所等からの助言や研修等を行います。
- ③ 連絡会等を通じて児童相談所と関係機関等との情報共有を進めるほか、マニュアル等の作成により児童虐待への対応についての共通認識を醸成します。

○ 県の関連事業名

児童虐待防止対策事業費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
要保護児童対策地域協議会の設置	設置市町村数	市町村	28	41	青少年・児童家庭課

エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

(担当課：青少年・児童家庭課)

児童虐待の重大事例を検証し、再発防止に取り組みます。

○ 現状と課題

児童虐待防止法の改正により、児童虐待による死亡事例等の重大事例が生じた場合、国及び地方公共団体において当該事例の検証を行うことが責務となっています。

本県においても、死亡事例に対する検証を実施するとともに再発防止対策に取り組んできましたが、児童虐待により子どもが犠牲となる事件が繰り返し発生しており、さらなる再発防止対策の徹底と検証作業の継続的な実施が求められています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

虐待によって児童がその心身に重大な被害を受ける事例が生じないように、以下の取り組みを進めます。

- ① これまで実施した虐待死亡事例の検証で提言された内容について、定期的な再検証を行うことなどにより、再発防止策の着実な実施に努めます。
- ② 重大事例が生じた場合には、沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会において当該事例の検証を実施します。

○ 県の関連事業名

児童虐待防止対策事業費

オ 虐待防止の周知・広報

(担当課：青少年・児童家庭課)

児童虐待の防止のために、広く県民への協力を呼びかけます。

○ 現状と課題

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所等に通告しなければならないとしています。

子ども虐待ホットラインに近隣から寄せられた相談件数は、平成20年度で47件となっていますが、今後も、通告の意義についての意識啓発や、通告先・通告方法の周知、児童虐待防止のためのネットワークである「要保護児童対策地域協議会」の周知を十分に行う必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

児童虐待問題は社会全体で解決すべき問題であり、毎年 11 月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、様々な機会を通して広く県民へ周知する取り組みを行っていきます。

- ① 県の広報媒体（テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等）を活用し、児童虐待防止の周知を図ります。
- ② 子どもに関わる様々な関係機関・団体等に対し、会議・研修の場を通じて虐待防止に係る広報・啓発を推進します。

○ 県の関連事業名

児童虐待防止対策事業費

(2) 社会的養護体制の充実

ア 家庭的養護の推進

(担当課：青少年・児童家庭課)

里親登録数及びファミリーホーム開設箇所数を増やし、家庭的養護を推進します。

○ 現状と課題

県内の要保護児童数は児童虐待等の増加により、今後も増え続けることが予想されていますが、県内の児童養護施設だけでは対応が難しくなっており、また国として家庭的養護を推進する方針であることから、里親や小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）への委託をより一層進める必要があります。

本県における里親等委託率（要保護児童に占める里親等委託児童の割合）は 22.9%（平成 20 年度末）であり、全国の 9.9%（平成 19 年度末）に比べ、高い割合で推移していますが、既に登録されている里親は高齢化が進んでいることから、新たな里親を開拓する必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

里親の新規開拓に関しては、10 月の「里親を求める運動」月間におけるパネル展の実施や県広報誌への掲載などによる取り組みにより登録数の増加を推進します。

また、社団法人沖縄県里親会に委託して実施している養育里親研修に、独自の研修項目を設置するなどにより内容を充実させ、里親の質の向上を目指します。

里親等への委託後は、中央・コザ両児童相談所に設置した里親対応専門員により、引き続き里親家庭等を支援します。

ファミリーホームについては、里親からの移行を促進するとともに社会福祉法人等に同事業への参入を勧め、開設箇所数の増加を目指します。

○ 県の関連事業名

養護児童在宅対策事業費、里親支援事業費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
里親等委託率	委託率	%	24.0	26.5	青少年・児童家庭課
小規模住居型児童養育事業所 (ファミリーホーム)	開設箇所数	か所	3	8	青少年・児童家庭課

イ 施設機能の見直し

(担当課：青少年・児童家庭課)

施設に入所する子どもたちの生活環境等の向上に取り組みます。

○ 現状と課題

本県には、平成20年度末現在で8か所(定員442人)の児童養護施設、1か所の乳児院(定員20人)が設置されており、家庭での養育が困難な児童等が入所しています。

また、手厚いケアが必要な児童を家庭的な雰囲気の中で養護を行うための小規模グループケアが2か所の児童養護施設で実施されているほか、地域小規模養護施設が2か所設置されています。

なお、施設における児童の養護については、家庭的な養護の推進のほか、被虐待児や発達障害児など心理的ケアや専門的ケアが必要とされる児童等に対する適切な養護の実施、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備等が課題となっています。

情緒障害児短期治療施設の設置については、専門医の確保や教育の確保等の課題がありますが、引き続き検討を行う必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

要保護児童については今後も増加が見込まれており、専門的なケアの必要性も高まっていること等から、家庭的養護の推進など施設機能の見直しや体制整備を図っていきます。

- ① 家庭的養護の推進を図るため、小規模グループケアの実施、地域小規模養護施設の設置を推進します。
- ② 施設における個室化の促進など、子どものプライバシーに配慮した環境の整備を進めます。
- ③ 情緒障害児短期治療施設については、設置に向けての条件整備に努めます。

○ 県の関連事業名

児童福祉施設等整備事業費、児童保護措置費

目標名	指標	単位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
小規模グループケアの実施	実施箇所数	か所	2	4	青少年・児童家庭課
地域小規模養護施設の設置	設置箇所数	か所	2	5	青少年・児童家庭課
情緒障害児短期治療施設の設置	設置箇所数	か所	0	1	青少年・児童家庭課

ウ 家庭支援機能等の強化

(担当課：青少年・児童家庭課)

児童家庭支援センター、母子生活支援施設との連携により、家庭支援機能の強化を図ります。

○ 現状と課題

県内には、児童家庭支援センターが1か所設置されており、児童、家庭に関する地域住民からの相談に応じていますが、児童家庭支援センターについては、児童相談所からの委託を受けて保護者指導を行うことや、市町村等の関係機関に専門的・技術的助言を行うこと等の積極的な役割を担うことが期待されることから、その拡充を図る必要があります。

また、母子家庭等の母親と子どもの保護、支援を行う母子生活支援施設については、県内に3か所設置されていますが、その特性を活かすため、福祉事務所、児童相談所、女性相談所等と連携した自立等の支援を推進する必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

- ① 家庭支援機能の強化を図るために、児童家庭支援センターの設置を推進します。
- ② 児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の連絡会議を開催するなど、家庭支援に関する役割分担と連携を推進します。
- ③ 母子生活支援施設については、女性相談所等との連携を図り、自立等の支援を推進します。

○ 県の関連事業名

児童福祉施設指導育成費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
児童家庭支援センターの設置	設置箇所数	か所	1	3	青少年・児童家庭課

エ 非行相談・不登校相談等に対する援助の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

非行や不登校等の問題を抱える児童について、学校現場とも協力して援助の充実を図ります。

○ 現状と課題

児童相談所では、非行や不登校、いじめの問題を含む相談について、学校や教育委員会、市町村、警察等と連携し、地域での情報共有や役割分担を図りながら対応しています。

しかしながら、非行や不登校等の問題は繰り返し発生しており、関係機関同士の連携をより深め、これらの問題の発生防止や問題を抱える子どもや保護者への援助支援を強化する必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的支援策

非行や不登校等の問題への早期対応を図るとともに、子どもの年齢や性別、発達に応じたきめ細やかな援助を行えるよう、個別のケースについて、児童相談所と学校現場、教育委員会、保健機関、市町村、警察、自治会等との情報の共有化や支援の連携をさらに強化し、それぞれの役割に応じた援助の充実に取り組みます。

○ 県の関連事業名

児童相談所運営費

オ 自立支援策の強化

(担当課：青少年・児童家庭課)

社会的養護の下で育った子どもの社会的自立を支援します。

○ 現状と課題

児童養護施設への入所など社会的養護の下で育った子どもは、施設等の退所後に保護者等からの支援を受けられないなど、自立することが困難な状況が多くあります。

県内には、このような子どもが入居し、就労への援助、日常生活についての援助などを受ける自立援助ホームが1か所設置されています。

このような子どもたちの自立への支援を進めるとともに、退所後も引き続き子どもを受け止め、社会的に自立できるよう継続的に支援を行うことが重要です。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

- ① 児童養護施設等を退所した児童等の社会的自立を支援するため、自立援助ホームの設置等児童自立生活援助事業を推進します。
- ② 施設退所者等が相談できる場や気軽に集うことができる拠点の設置など、社会的養護の下で育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援体制の整備を図ります。

○ 県の関連事業名

児童福祉施設等整備事業費、児童保護措置費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
自立援助ホームの設置	設置箇所数	か所	1	3	青少年・児童家庭課

カ 人材確保のための仕組みの強化

(担当課：青少年・児童家庭課)

要保護児童のケアの充実を図るため、人材の確保に取り組みます。

○ 現状と課題

要保護児童については、今後も増加が見込まれており、また、その中には被虐待児童や発達障害児など専門的なケアを必要とする子どもも多く含まれています。

このような子どもたちの適切な処遇を図り、社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設等の職員及びその専門性を確保するための研修体制の整備を進める必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

要保護児童数の増加や専門的なケアを必要とする子どもの状況、児童養護施設等の機能見直し等の動向を踏まえ、これに対応するために必要な人材の確保、専門性の向上を図るための研修体制の整備を推進します。

○ 県の関連事業名

児童虐待防止対策事業費

キ 子どもの権利擁護の強化

(担当課：青少年・児童家庭課)

施設内での虐待防止を図るなど、子どもの権利を守っていきます。

○ 現状と課題

施設等に措置されている子どもが施設内で虐待されるなど、本来子どもの権利を守るべき施設において、権利の侵害が起こることは許されるものではありません。

児童福祉法の改正により、施設職員による児童虐待防止のための枠組みが規定されたところであり、子どもの権利擁護の強化を図るため、被措置児童等への虐待のための措置のほか、ケアの質の向上のための取り組みを進める必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

被措置児童等虐待に関する通告や子どもからの届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等を定めたガイドラインに基づき、適切な対応を取ることができる体制の整備に取り組みます。

- ① 関係機関や関係施設等との連絡会議等を通して、被措置児童等虐待対応ガイドラインの周知と意識の共有化、連携の強化を図ります。
- ② 子どもの権利擁護や被措置児童等虐待について、施設職員や関係機関職員に向けた研修等を実施するとともに、子どもの権利ノート等を通じて、被措置児童への周知を図ります。
- ③ 広報媒体（テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等）を活用して、被措置児童等虐待の防止について周知を図ります。
- ④ 県において第三者評価機関の設置を進め、施設におけるケアの質の向上を図ります。

○ 県の関連事業名

児童虐待防止対策事業費

(3) 障害児施策の充実

ア 障害児療育対策

(担当課：国保・健康増進課、障害保健福祉課)

障害児及びその家族に対する必要な支援を推進します。

○ 現状と課題

本県では、未熟児の出生率が高い状況にあり、地域又は在宅で医療的ケアを必要とする障害を持った子どもたちがいます。また、重度の障害が重複している子どもに対して、地域においてより高度な支援が必要とされています。

そのような中、病院や各事業所におけるマンパワーの不足や医療ケア児の受け入れ先となる訪問介護、児童デイサービス、訪問介護事業所の不足等の課題があり、その対策が求められています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

保健所で実施している療育に関する相談や各種教室等の事業など、特に家族に対する支援に取り組めます。

- ① 保健所における療育に関する相談の充実
- ② 長期療養児の相談、各種教室等の実施
- ③ 乳幼児健診での障害の早期発見

また、重症心身障害児（者）通園事業や障害児等療育支援事業等を活用し、障害児の日常生活適応訓練、運動機能低下防止の訓練等により、運動機能の低下防止と発達を促進するとともに、在宅の医療的ケアの必要な子どもに対する支援及び家族等への療育技術指導を通し、障害児等の在宅福祉の向上を図ります。

○ 県の関連事業名

育成医療事業費、先天性代謝異常等検査事業費、妊婦乳児健康診査事業、障害児等療育支援事業、重症心身障害児（者）通園事業、児童デイサービス事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
障害児等療育支援事業	箇所数	か所	9	10	障害保健福祉課
重症心身障害児(者)通園事業	箇所数	か所	6	8	障害保健福祉課
児童デイサービス事業	箇所数	か所	55	61	障害保健福祉課

イ 障害児在宅福祉サービスの充実

(担当課：障害保健福祉課)

障害児が身近な地域で必要なサービスが利用できるように支援します。

○ 現状と課題

平成 18 年度に障害者自立支援法が施行され、施設から地域社会への移行促進が図られたことにより、身近な地域における福祉サービスのニーズは高まっています。市町村においては児童デイサービス事業、県においては重症心身障害児（者）通園事業や障害児等療育支援事業の実施により、地域における障害児とその家族に対する専門的な療育相談支援を行っています。また、発達障害児の支援を専門的に行うため、発達障害者支援センターを設置し、当事者やその家族に対する支援を推進しています。

障害児支援については、専門的に支援を行う人材や支援施設の確保、支援体制の整備等が求められていることから、これらのニーズに応え身近な地域で必要なサービスが受けられるような体制整備を図っていく必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

障害児及びその家族が身近な地域で必要な時に適切なサービスが利用できるよう市町村等とも連携を図り支援施策を推進するとともに、保育所、幼稚園、学校等に対する施設支援の強化により、障害児支援のさらなる充実を図っていきます。

発達障害者支援センターを発達障害児等に対する支援を総合的に行う拠点とし、当事者やその家族に対する相談支援、発達支援等を行います。また、人材育成計画に基づき、発達障害に関する普及啓発及び支援を行う者の計画的な育成を図っていきます。

○ 県の関連事業名

児童デイサービス事業、障害児等療育支援事業、重症心身障害児（者）通園事業、発達障害者支援センター運営事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
児童デイサービス事業	箇所数	か所	55	61	障害保健福祉課
障害児等療育支援事業	箇所数	か所	9	10	障害保健福祉課
重症心身障害児(者)通園事業	箇所数	か所	6	8	障害保健福祉課
発達障害者支援センター運営事業	箇所数	か所	1	1	障害保健福祉課

ウ 保育所における障害児の受け入れの推進

(担当課：青少年・児童家庭課)

保育所における障害児保育の推進を図ります。

○ 現状と課題

保育所においては、保育に欠ける障害児で、集団保育及び日々の通所ができる児童については、必要に応じて保育士の加配などを行なったうえで受け入れ、その児童の特性等に配慮した保育を行っています。

障害児の受け入れにあたっては、設備面における安全性の確保、また、知識・経験等を有する保育士の配置が必要であることから、研修等の充実を図る必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

市町村と連携を図りながら障害児保育を推進し、保護者の就労と児童の社会参加を支援します。

○ 県の関連事業名

特別保育事業等助成事業費

エ 放課後児童クラブにおける障害児の受け入れの促進

(担当課：青少年・児童家庭課)

放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ体制の強化を図ります。

○ 現状と課題

放課後児童クラブにおける障害児の受け入れを促進するために、県では障害児が在籍するクラブへの補助を行っております。放課後児童クラブに入所する障害児の数は年々増加しておりますが、障害児を受け入れているクラブでは、専門的知識を有する専任職員を配置し、適切な保育環境を確保することが求められています。

なお、入所を希望する障害児を受け入れることができないクラブがあるため、さらなる受け入れを推進するための支援を強化を図ることが課題となっております。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

- ① 障害児を受け入れる放課後児童クラブの増加を図るために、引き続き障害児が在籍するクラブに対して運営費補助の加算を行います。
- ② 障害児を受け入れている放課後児童クラブに、専門的知識を有する専任職員の配置を徹底するよう市町村に働きかけます。
- ③ 放課後児童クラブの指導員に対して、障害に関する専門的な知識と適切な対応について習得するための研修を実施します。

○ 県の関連事業名

児童健全育成補助事業費（細事業：放課後児童健全育成事業「障害児受入推進事業費」（補助金））

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ	箇所数	か所	82	100	青少年・児童家庭課
放課後児童クラブに在籍する受入障害児児童数	人数	人	163	198	青少年・児童家庭課

(4) 発達障害児支援体制の充実

ア 発達障害児対策の体制整備

(担当課：障害保健福祉課)

発達障害児及びその家族に対する支援を推進します。

○ 現状と課題

発達障害者支援については、平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」において、国、地方公共団体の役割が規定されており、県、市町村等は、同法の規定等に基づき、各々の計画による事業を実施してきました。

県においては、早期発見、早期の支援及び一貫した支援が求められていることから、県、市町村等の役割を明確にした「沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画」や専門的な支援を行う人

材の育成等を計画的に推進するため「沖縄県発達障害児（者）支援に関する人材育成計画」を策定し、これらの計画の推進体制として、庁内の関係課で構成する「沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議」を設置しました。

今後は、県及び市町村等が、それぞれの役割を認識し、発達障害児及びその家族に対する支援施策について、関係機関と連携して、その取り組みを推進することが求められています。

○ **今後の取り組み・具体的な支援策**

沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画等に基づき、県及び市町村等がそれぞれの役割を認識し、発達障害児及びその家族に対する支援施策について、連携して取り組みを推進していきます。

沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議においては、庁内の関係各課が連携を図り、発達障害児に対する支援施策の進捗状況の確認や課題への対応策を協議し、支援施策を着実に推進していきます。また、発達障害者支援センターとの連携により、当事者やその家族に対する支援の推進及び市町村や福祉サービス事業所に対する支援や連携体制の構築を図っていきます。

発達障害者支援センターを発達障害児等に対する支援を総合的に行う拠点とし、当事者やその家族に対する相談支援、発達支援等を行います。また、人材育成計画に基づき、発達障害に関する普及啓発及び支援を行う人材の計画的な育成を図っていきます。

○ **県の関連事業名**

発達障害者支援センター運営事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
発達障害者支援センター運営事業	箇所数	か所	1	1	障害保健福祉課

イ **早期発見・早期支援体制の充実**

(担当課：国保・健康増進課)

子どもの健やかな育ちを支援します。

○ **現状と課題**

乳幼児健康診査は、母子保健法に基づき市町村が実施しています。子どもの健康状態を確認すること、発達障害を含め心身障害等支援の必要な子を早期に発見、支援するうえで重要な役割を担っています。

本県の乳幼児健康診査の現状、課題として以下のことがあげられます。

- ① 健診受診率が全国平均に比べ低い。
- ② 健診における問診内容等が異なることや健診従事者の技術の差が有るため、県内における健診結果が統一されていない。
- ③ 支援を要する子の早期支援体制の整備。

○ **今後の取り組み・具体的な支援策**

- ① 乳幼児健康診査の受診率の向上を図ります。

市町村の取り組みの強化並びに県関係課を通し、保育所等における健診受診呼びかけを進めます。また、未受診者把握の取り組みを強化します。

- ② 乳幼児健康診査の見直しを行います。

健診機関と連携し、乳幼児健康診査票の見直し、フォロー基準の検討を行います。また、全市町村に共通するガイドラインの作成、健診マニュアルの作成を行います。

- ④ 乳幼児健康診査に関する市町村への情報提供を行います。
- ⑤ 健診従事者の研修を継続して実施します。

○ 県の関連事業名

健やか親子 21 沖縄計画推進事業、妊婦乳児健康診査事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
乳幼児健診の受診率(1歳6か月児)	受診率	%	86.6	91.1	国保・健康増進課
乳幼児健診の受診率(3歳児)	受診率	%	79.8	83.0	国保・健康増進課
健診事後教室の実施	市町村数	市町村	12	22	国保・健康増進課

ウ ライフステージに応じた各種支援の取り組み

(担当課：障害保健福祉課、教育庁義務教育課、教育庁県立学校教育課、青少年・児童家庭課、総務私学課)

発達障害児に対する日常生活や集団生活への適応能力の向上を支援します。

○ 現状と課題

発達障害児の療育支援については、市町村における乳幼児健診等による発見や早期療育事業（親子教室、親子通園、児童デイサービス事業等）による早期療育の実施、県における障害児等療育支援事業による専門的な療育相談支援を行っています。また、発達障害児の支援を専門的に行うため、発達障害者支援センターを設置し、当事者やその家族、関係機関への支援を推進しています。

しかしながら、発達障害におけるその障害の特性から早期発見、早期の支援に結びつきにくいこと、診断できる医療機関が少ないこと、専門的に支援を行う人材や支援施設が不足していることから、必要な療育支援に結びつかず、その改善に向けた取り組みが求められています。

また、学校教育現場においても、発達障害のある幼児児童生徒は見極めが難しく、早期における発見の遅れにより、育児や学校教育において適切な対応を受けられないことがあります。その結果、自己肯定感の低下、いじめ等二次的な障害を発生させることがあります。

このため、発達障害を含めすべての障害のある幼児児童生徒に対する校（園）内支援体制を充実することが喫緊の課題であります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

発達障害児及びその家族が身近な地域で必要な支援が受けられるよう市町村等と連携し早期の療育支援の体制整備を推進します。

また、障害児等療育支援事業による保育所、幼稚園等に対する支援を強化し、保育所等職員の療育技術の向上を図り、当事者等への支援の充実を図ります。

ライフステージに応じた各種支援を行うため、保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等において、発達障害児を含む障害児の受け入れを行うとともに、特別支援教育理解促進事業を推進し、特別支援教育の体制整備の充実を図り、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うため、個別の教育支援計画を作成し、個々のニーズにあわせた支援を展開します。

あわせて、特別支援学校においては、地域のセンター機能の充実を図ります。

○ 県の関連事業名

児童デイサービス事業、障害児等療育支援事業、文部科学省委嘱：「発達障害者等・特別支援教育総合推進事業」

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
児童デイサービス事業	箇所数	か所	55	61	障害保健福祉課
障害児等療育支援事業	箇所数	か所	9	10	障害保健福祉課